

表259 中央卸売市場北部市場の食品等の官能検査

	検体数 (実数)	違反検体数 (実数)	違 反 理 由	
			食品衛生法 第19条第2項	その他
魚 介 類	24,015	-	-	-
冷凍食品 {	無加熱摂取冷凍食品	40	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	26	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	66	1	1
	生食用冷凍鮮魚介類	18	-	-
	魚介類加工品(びん・かん詰を除く)	12,370	1	1
	肉卵類及びその加工品(〃)	3,512	-	-
	乳、乳製品及び乳類加工品	113	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	2	-	-
	穀類及びその加工品(びん・かん詰を除く)	835	-	-
	豆類及びその加工品(〃)	955	-	-
野菜類・果物及びその加工品(〃)	14,710	-	-	
菓 子 類	3,236	2	2	-
清 涼 飲 料 水	706	-	-	-
酒 精 飲 料	92	-	-	-
氷 雪	-	-	-	-
水	1	-	-	-
か ん 詰 び ん 詰 食 品	2,248	-	-	-
そ の 他 の 食 品	512	-	-	-
添 加 物 及 び そ の 製 剤	1	-	-	-
器 具 及 び 容 器 包 装	5	-	-	-
お も ち や	3	-	-	-
総 数	63,466	4	4	-

資料：健康安全部健康危機管理担当